薩摩川内観光物産キャラクターつん 使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、薩摩川内観光物産キャラクターつん(以下「つん」という。)」のイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下「イラスト等」という。)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(イラスト等に関する権利)

第2条 イラスト等に関する著作権及び使用に係る権利は、(株)薩摩川内市観光物産協会(以下「弊社」という。)に属する。

(使用の届出)

- 第3条 イラスト等を使用しようとする者は、個人が非営利目的で使用する場合(立体物や動画に使用する場合は届出必要)、新聞やテレビ雑誌等報道機関が報道目的に使用する場合を除き、事前に弊社に届出を行わなければならない。
 - 2 届出を行う者は、使用届出書(別記様式第1号)を弊社に提出しなければならない。
 - 3 弊社は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。

(使用の制限)

- 第4条 イラスト等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、弊社は届出書を受理しないものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
 - (2) 弊社の信用又は品位を害すると認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に定める営業を 行う者が使用する場合
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において暴力団という。)もしくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) イラスト等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) イラスト等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) イラスト等の著しい変形その他イラスト等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他弊社が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第5条 イラスト等の使用料については、当面の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 第3条に定める届出を行った者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならい。
 - (1) 届出を行った使用目的のみに使用すること。
 - (2) 弊社から求められた場合は、イラストを使用した物品やパンフレット等を提出すること。

(届出内容の変更等)

- 第7条 使用者が使用届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書(別記様式第2号)を弊社に提出しなければならない。
 - 2 弊社は、前項に規定する変更届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。

(使用の差止め)

- 第8条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用者に対し、イラスト等の使用を差し止めることができる。
 - (1) 使用者がこの規定に違反した場合
 - (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (3) 第4条のいずれかに該当するに至った場合
 - (4) その他イラストの使用継続が不適当であると認められた場合
 - 2 弊社は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 弊社は、使用者にイラスト等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(損失補償等の責任)

- 第9条 弊社は、イラスト等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
 - 2 使用者は、イラスト等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対して全責任を負い処理するものとする。
 - 3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により弊社に損害を与えた場合は、これによって生じた 損害を弊社に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 10 条 弊社は、イラスト等の使用状況等について広く利用促進を図る観点から、イラスト等の使用状況等について情報を公開することができる。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、イラスト等の使用に関し必要な事項は、弊社が別に定める。

附則

この規程は、平成29年10月17日から適用する。

この規程は、平成 29 年 11 月 8 日から適用する。